

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	府中市心身障害者(児)医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、府中市心身障害者(児)医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

令和6年1月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	府中市心身障害者(児)医療費助成に関する事務
②事務の概要	府中市心身障害者(児)医療費助成条例、及び同条例施行規則に基づき、申請書の受理、システムへの入力、支給決定登録、医療費の支給等の事務を行う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①申請書の受理時に、受給状況等の確認を行う ②特定個人情報ファイルへの申請者情報の入力を行う ③申請者等の所得状況の確認を行う ④特定個人情報ファイルへ決定の登録を行う ⑤医療費償還払いの申請の登録を特定個人情報ファイルへ行う ⑥指定された個人口座に、償還払いを行う。 ⑦転入元、転出先への障害者医療費助成制度受給情報の照会 ⑧資格消滅時に、特定個人情報ファイルへ消滅の登録を行う
③システムの名称	医療助成システム・宛名管理システム・共通基盤システム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル・支払ファイル・所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 府中市個人番号の利用に関する条例別表第6の項 府中市個人番号の利用に関する条例別表に規定する規則で定める事務を定める規則第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市福祉保健部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市福祉保健部障害者福祉課援護係 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4162

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和4年4月1日 時点	令和5年1月1日 時点		
令和6年1月1日	Ⅱ しきい値判断項目	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点		特定個人情報の定期的な見直しによる修正